

# 金取引ルール

## 1 金取引のお申込みの流れ

金取引のお申込みの流れは次の通りです。

- ① 当社クラウドファンディング口座を開設していただきます。
- ② 金取引申し込み画面から、金取引のお申込みいただきます。  
申込画面において、「金取引約款」及び「金取引ルール」（本説明書）を電子交付いたしますので、よくお読みいただき、取引の仕組みやリスク等を十分ご理解、ご承諾の上、お申込みください。

## 2 取扱開始基準

お客様と日本クラウド証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間における金地金の売買取引及びその委託（以下、「金取引」といいます。）を開始するにあたって、次に掲げる基準を満たすことが必要となります。

また、取引開始後にこの基準を満たさなくなった場合、当社は、お客様の金取引にかかるサービスの利用の制限、禁止、新規取引の停止、保有金地金の売却を行うことができるものとします。

- ① お客様が既に当社の約款・規定に基づくクラウドファンディング口座を開設していること。
- ② 「金取引約款」及び「金取引ルール」（本説明書）を読み、これに同意していること。
- ③ 金取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解していること。
- ④ 自己の判断と責任において、自己のために自己の資金で取引を行うものであること。
- ⑤ 当社が電話及び電子メールにて速やかに連絡を取れるものであること。
- ⑥ 電磁的方法による書面の授受に同意していること。
- ⑦ その他当社が定める要件を満たしていること。

## 3 取扱銘柄

当社が取扱う金地金は純度 99.99%以上（大阪取引所またはロンドン貴金属市場協会が認定した国内ブランド）です。金取引において取扱う金地金は、当社が定めるものとし、お客様は、当社が取扱う金地金について、当社が必要と認める場合、その取引条件の変更や取扱い停止等の措置が講じられる場合があります。

#### 4 取引の種類と金額

お客様は、次に掲げる方法により金地金の取引を行うことができますものとします。

##### ① スポット購入取引

お客様が、その都度買付代金を指定して、当社が提示する購入価格（税込）により買付けを行うことを申し込む取引です。スポット購入は、1,000円以上1,000円単位でお申し込みいただけます。

##### ② 定額積立取引

お客様が、当月の定額積立取引における買付代金（手数料及び消費税を含みます。）として前々月の所定の日時までに当社に申し込んだ金額に応じ、積立停止またはサービスの利用を制限されるまで、当月の毎営業日に一定額を、各営業日当社が提示する購入価格（税込）により継続的に買付けを行う取引です。定額積立取引は、3,000円以上1,000円単位でお申し込みいただけます。

##### ③ スポット売却取引

お客様が、その都度売付代金を指定して、当社が提示する売却価格（税込）により売付を行うことを申し込む取引です。スポット売却は、1,000円以上1,000円単位または全量売却のいずれかでお申し込みいただけます。

#### 5 手数料等

お客様が金取引を行うにあたり、次に掲げる手数料等をお支払いいただきます。当社が必要と判断した場合、手数料等を変更いたしますので予めご了承ください。

##### ① 年会費

無料

##### ② 保管料

無料

##### ③ スポット購入取引

売買代金の1.5%+消費税

##### ④ 定額積立取引

売買代金の1.5%+消費税

##### ⑤ スポット売却取引

無料

#### 6 注文受付日及び注文受付時間

当社でのスポット購入及びスポット売却取引における取引時間は、年末年始・土日祝日を除く、月曜日から金曜日までの10:00～23:59です。ただし、次に掲げる事由が発

生じた場合はお取引を停止させていただきます。なお、当社は、スポット購入及びスポット売却取引を停止したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。

- ① 当社が設定した1日におけるお客様全体への金地金販売総量の上限に達した場合
- ② 天変地異、政治・経済情勢の変化等により、金の価格が著しく変動した場合
- ③ 当社がシステムメンテナンス等を行っている場合
- ④ 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害、瑕疵もしくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動等が生じた場合
- ⑤ その他当社が必要と判断した場合

## 7 受渡日

- ① スポット購入及びスポット売却取引  
スポット購入及びスポット売却取引における受渡日は、注文日の原則2営業日後です。ただし、多数のお客様からのお申込みが短期間に集中した場合等には、受渡しの実行が遅延することがあります。なお、当社は、受渡しの実行が遅延したことにより生じたお客様の損害又は費用については、その責を負いません。
- ② 定額積立取引  
定額積立取引においては、当月の定額積立取引における買付代金を前月の所定の期日にお客様が登録した金融機関口座から引き落とし、当月の毎営業日に買付けを行い、買付けを行う当日中に金地金を受け渡すものとします。

## 8 注文の上限

- ① スポット購入及びスポット売却取引  
月末最終営業日の2～3営業日前は、お客様一人あたりの1日のスポット購入及びスポット売却取引金額の上限を100万円（手数料・消費税含む）までに制限させていただきます。
- ② 定額積立取引  
毎月の積立購入取引金額の上限を1,000万円（手数料・消費税含む）までに制限させていただきます。

## 9 定額積立取引の申込み・停止・積立金額の変更

- ① 定額積立取引の申込み  
毎月15日の20時00分頃までに定額積立取引のお申込みを完了いただくと、申込完了日の翌月より積立購入取引金額の引き落としが開始され、引き落としの翌月に定額積立取引による買付けが行われます（申込完了日の翌々月より定額積立取引

による買付けが開始されます。)。ただし、毎月15日の20時00分頃までにお申込みを完了いただいた場合でも、お申込み内容の不備や当社または金融機関における事務処理遅延等により、申込完了日の翌々月に定額積立取引による買付けが開始されない場合があります。

② 定額積立取引の停止

毎月15日の20時00分頃までに定額積立取引停止のお申込みいただくと、申込日の翌月最終営業日が積立実行最終日となります。

③ 積立金額の変更

毎月15日の20時00分頃までに積立金額変更のお申込みいただくと、申込日の翌々月より変更した積立金額にて定額積立取引による買付けを行います。

1 0 金の引出し、預け入れ

当社で購入した金地金の引出し及び当社への金地金の預け入れはできません。

1 1 端数の処理

金取引における金地金の重量の端数については、グラム単位で小数点第6位を切り捨て、小数点第5位までとします。

1 2 クーリングオフの非適用

お客様がインターネットにより行った金地金の売買について、お客様は成立した取引に係る売買契約の解除を請求することができないものとします。

制 定：2021年6月23日

改 定：2021年12月16日